

介護職員等特定処遇改善加算の算定について

「介護職員等特定処遇改善加算」とは・・・

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大するなかで、サービス提供を担う介護人材を確保することは重要な課題です。しかしながら、介護職員については、離職率が高い、人材確保が難しい等の状況にあり、これは介護職員の賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、他の業種との賃金格差を縮め、介護における雇用を安定させることにより、優秀な人材を確保していくことが重要なことから、介護職員の処遇改善を進めていくことを目的に、平成21年10月に「介護職員処遇改善交付金」が創設され、

その後、平成24年4月から「介護職員処遇改善交付金」を引き継ぐ形で、「介護職員処遇改善加算」（現行加算）が創設され現在に至っています。

そして、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇を進めるため、令和元年10月から新たに「介護職員等特定処遇改善加算」（新加算）がスタートしました。

この新加算を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 介護職員処遇改善加算（現行加算）の（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること（当会では（Ⅰ）を算定しています）
- ・ 職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取組を行っていること
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算（新加算）に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載を通じて「見える化」を行っていること
- ・ 特養やデイサービスなど、サービス種別により定められた、サービス提供体制強化加算、日常生活継続支援加算等を算定していること

当会では上記すべての要件を満たしています。

「見える化」とは・・・

介護サービス情報公表制度や各事業所のホームページ等を活用し新加算を含めた処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容について、外部から見える形で公表することが求められます。

職場環境等要件(賃金以外の処遇改善)の提示について

見える化要件に基づき、新加算の取得状況と賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を次のとおり提示します。

	職場環境等の要件	当会の取り組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員資格取得支援祝金規程に基づき、社会福祉士や介護福祉士などの資格を在職中に取得した職員に祝金を支給しています。高校卒業後に採用された職員に対しては、初任者研修と実務者研修を業務時間中での受講を認めるとともに受講料を当会が負担しています。また、研修も受講しやすいように勤務調整を行っています。
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員に対し介護技術や知識等をマンツーマンで指導（プリセプターシップ制度）する制度を導入しています。 職員休憩室内に完全分煙ブースを設け非喫煙者が副流煙を吸い込むことがないように整備しています。 お盆（8/13～15）や年末年始（12/30～1/3）に勤務した職員に手当を支給しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 非正規職員から正規職員への転換 	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤が可能な職員はすべて正規職員として雇用し、該当者には扶養手当、住宅手当等各種手当を支給しています。

以上の取り組みに基づき、当会では介護職員処遇改善加算（Ⅰ）と介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の2つの加算を算定させていただき介護職員等の処遇改善に取り組んでいます。